◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程 新旧対照表

| | | 事項 | 事務 | 教育委員会 決裁 | 教育長 専決 | 部長専決 | 次長専決 | 課長専決 |
|--------------|----|--|---|-------------|-------------------|------|------|------|
| 女 E 参 | 8 | 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項 | (1) 法律又は条例の定めるところにより教育委員会に置かれる附属機関を組織する委員その他の構成員、教育委員会に属する特別職の職員で非常勤のもの(教育委員会委員を除く。) その他要綱の定めるところにより置かれる委員会等の委員その他の構成員の任免を行うこと。 ア 附属機関を組織する委員その他の構成員 イ 特別職の職員で非常勤のもの(アに掲げる者を除く。) ウ 要綱の定めるところにより置かれる委員会等の委員その他の構成員 (2)~(9) 《省略》 | <u>O</u> | <u>O</u> <u>O</u> | | | |
| | | | | | | | | |
| | | 1 (第10条一第12条関係) 決裁事項・専決事項 | | | | | | |
| | | | 事務 | 教育委員会 決裁 | 教育長事決 | 部長専決 | 次長専決 | 課長専決 |
| 数 E | | 決裁事項・専決事項 | 事務 (1) 教育委員会の附属機関の委員その他教育委員会に属する特別職の職員で非常勤のもの(教育委員会委員を除く。)の任免を行うこと。 | | | 部長専決 | 次長専決 | 課長専決 |
| | 共通 | 決裁事項・専決事項 事 項 教育委員会及び学校その他の 教育機関の職員の任免その他 | (1) 教育委員会の附属機関の委員その他教育委員会に属する特別職の職員で非常勤のもの(教育委員会委員を除く。)の任免 | 決裁 | | 部長専決 | 次長専決 | 課長専決 |

◇決裁事項の比較表

規程改正後

法律又は条例の定めるところにより置かれる 附属機関を組織する委員

根拠:社会教育法

- (1) 社会教育委員
- (2) 公民館運営審議会委員

根拠:図書館法

教育委員会

決裁事

教育長

専決事

項

(3) 図書館協議会委員

根拠:スポーツ基本法

(4) スポーツ推進審議会委員

根拠:上尾市立人権教育集会所条例

(5) 人権教育集会所運営委員会委員

根拠:文化財保護法

(6) 文化財保護審議会委員

根拠:上尾市立中学校給食共同調理場条例

(7) 中学校給食共同調理場運営委員会委員

教育委員会に属する特別職の職員で非常勤 のもの(教育委員会委員を除く。)

- (1) 産業医
- (2) 学校医
- (3) 学校歯科医
- (4) 学校薬剤師
- (5) 教育相談員
- (6) さわやか相談室相談員
- (7) 適応指導教室指導員
- (8) 臨床心理士
- (9) 社会教育指導員
- (10) 子どもの読書活動支援センター協力員
- (11) スポーツ推進委員
- (12) 人権教育推進委員



報告事項として報告する

(現行)教育委員会 決裁事項

- (1) 社会教育委員
- (2) 公民館運営審議会委員
- (3) 図書館協議会委員
- (4) スポーツ推進審議会委員
- (5) 人権教育集会所運営委員会委員
- (6) 文化財保護審議会委員
- (7) 産業医

改

正

後

- (8) 学校医
- (9) 学校歯科医
- (10) 学校薬剤師
- (11) 教育相談員
- (12) さわやか相談室相談員
- (13) 適応指導教室指導員
- (14) 臨床心理士
- (15) 社会教育指導員
- (16) 子どもの読書活動支援センター 協力員
- (17) スポーツ推進委員
- (18) 人権教育推進委員
- (19) 中学校給食共同調理場運営委員 会委員